

磐田市DX促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、付加価値労働生産性の向上を図るため、デジタル技術を導入する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織する団体をいう。
- (2) 事業所等 中小企業者等が営む事業所、事務所、店舗及び施設をいう。
- (3) 付加価値労働生産性 従業員1人当たりが生み出す付加価値の指標をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所等又は生産地を有する中小企業者等
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に定める風俗営業を行う事業主

イ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う事業主

エ その他市長が不相当と認めるもの

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、年3パーセント以上の付加価値労働生産性の向上を目的としたデジタル技術の導入に係る事業であって、市長が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 補助対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) ソフトウェア購入費及び開発費
- (2) 委託費及び外注費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項各号の経費の合計が10万円に満たない場合は、補助対象経費としない。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助対象者が補助金の交付を受けられる回数、1中小企業者等につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）及びその根拠となる書類
- エ 法人事業概況説明書（ただし、個人の場合は確定申告書）
- オ 会社案内等
- カ その他市長が必要とする書類

(2) 提出期限 別に定める日まで

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 第5条に掲げる補助対象経費の相互間の配分の変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けな
いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に
供してはならない。
 - (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があった場合には、その
収入の全部又は一部を市に納付するものとする。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後において
も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければ
ならない。
 - (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事
業完了後5年間保管しなければならない。
 - (7) 補助金の交付を受けた年度終了後の5年間、市長の求めがあったときは、各年度に
おける補助事業の成果等を報告し、又は意見聴取等に協力しなければならない。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認
める場合は、補助金の交付を決定し、交付額決定通知書（様式第4号）により申請者に
通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第5号）を市
長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第11条 補助事業の変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）

(変更決定の通知)

第12条 市長は、補助事業の変更を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(完了報告)

第13条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 完了報告書（様式第8号）
- イ 事業実績報告書（様式第9号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）及びその根拠となる書類
- エ 事業の実施経過が確認できる書類・写真等

(2) 提出期限 別に定める日まで

(交付確定の通知)

第14条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第10号）によるものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条により確定した補助金の交付は、補助対象者が指定した口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(交付決定の取消しの通知)

第17条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第18条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請に係る消費税仕入控除額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合

計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

事業実績報告書(様式第2号)(以下「実績報告書」という。)を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して提出するものとする。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書(様式第12号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(電磁的記録)

第19条 申請者は、この告示に規定する提出書類を、書面等(書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現に第9条の規定により交付決定を受けている者については、この告示は、失効後も、なおその効力を有する。